

安八町告示第113号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年11月10日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成30年12月28日

安八町監査委員

清 伸二

安八町監査委員

大平 文雄

清
伸二
大平
文雄

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

平成30年11月10日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年10月22日の弁当代（弁護士分住民監査請求等関係打合わせの折）700円に関して、安八町が契約している業者に対して公費より弁当代を支出してその業務の内容を打ち合わせることは社会通念上妥当と認められるものではなく、違法もしくは不当な為、700円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙（領収書）

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年11月13日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年10月22日の弁当代(弁護士分住民監査請求等関係打合わせの折)700円に関して、安八町が契約している業者に対して公費より弁当代を支出してその業務の内容を打ち合わせることは社会通念上妥当と認められるものではなく、違法もしくは不当な為、700円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年11月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成30年11月19日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかつた。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査実施日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成30年11月26日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成29年10月22日（以下「当該日」という。）に行った安八町顧問弁護士 [REDACTED] 氏（以下「顧問弁護士」という。）との打ち合わせ（以下「打ち合わせ」という。）の内容は以下のとおりであった。
 - ① 平成29年10月17日付 住民監査請求監査結果「安八町職員措置請求に係る監査結果について」の内容が、同月20日、新聞紙面に「安八町有地の売買無効（住民監査請求で町へ勧告）」との見出しで掲載されたことによって、その影響度の大きさから予想される事態への対応
 - ② 平成29年3月2日に記者発表した「安八町消防団本部会計に関する監査報告書」中、当該費用弁償支払い不足分に係る対応
- (2) 当該日の顧問弁護士のスケジュールは、日曜日ということもあり、原則休みであった。
- (3) 当該日は、台風21号による被害に備えて、顧問弁護士は家庭での防災対策を講じる必要があった。
- (4) 顧問弁護士は打ち合わせに係る内容の緊急、かつ重大性を認識していたことから、安八町（以下「町」という。）が依頼した打ち合わせに対して自己のスケジュールを最大限調整し、それに係る時間を確保した。
- (5) また、当該日は衆議院議員総選挙の投開票日であり、当時、選挙事務を担当していた総務課は、併せて安八町選挙管理委員会事務局の職（以下「事務局の職」という。）も務めており常時総務課に在席していたが、事務局の職の都合上、正午を挟む前後1～2時間ほどでしか調整できなかつた。
- (6) (4) 及び (5) の状況下での顧問弁護士と町との時間調整の結果、午前1時00分から午後2時00分までの間となつた。
- (7) 町は顧問弁護士と顧問弁護士契約（以下「契約」という。）を締結している。
- (8) 打ち合わせは、顧問弁護士も契約に基づく業務として打ち合わせをするものであったこと、打ち合わせの緊急性及び重要性、事案対応のための打ち合わせを町と顧問弁護士の都合で(6)となつたこと、打ち合わせを依頼した経緯及び理由から公務であったことを認識していたことから、安八町食糧費取扱基準／2. 執行基準／(2) 茶菓子代及び弁当代1人1回1,000円以内の規定に基づき、本件については顧問弁護士に係る昼食（弁当）代のみを食糧費から支出した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 弁護士法第3条第1項

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務としている。

2 国家公務員倫理法第2条第5項

国家公務員倫理法でいう事業者等が規定されている。

3 国家公務員倫理規程第2条第1項第7号

国家公務員にとって利害関係者となる者のうち、契約を締結している事業者等、契約の申し込みをしようとしていることが明らかな事業者等が規定されている。

4 安八町食糧費取扱基準

食糧費を支出するにあたり、その執行基準（会食経費、茶菓子及び弁当代、緊急時用経費、予算執行、その他）が規定されている。

5 奈良地方裁判所 平成11年7月28日判決

平成9年（行ウ）第6号 損害賠償請求事件

奈良県の住民である原告が、奈良土木事務所及び郡山土木事務所において、平成8年4月18、19日に会計検査を受検する際、会計検査院の調査官（以下「調査官」という）に対し昼食を供し、その費用を奈良県の公金（食糧費）から支出したのは違法であると主張して、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、奈良県に代位して右支出命令権限を有する職員であった被告らに対し、損害賠償を求めた事案

第7 監査の結果

本件については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年10月22日に安八町顧問弁護士である藤井慎哉氏と思われる弁護士と住民監査請求等関係の打ち合わせが行われ食糧費から弁当代として平成29年11月15日に700円支出された。」氏は安八町の顧問弁護士であり顧問弁護士契約を締結していると思われる業者であり、契約業者に対して、その業務の内容の打ち合わせの為に公費より弁当代を支出して業務の内容を打ち合わせることは社会通念上妥当と認められるものではなく、違法若しくは不当である。

(中略)

また、本件の弁当代は700円であり弁護士1人分の弁当代であると推察され、弁当を食べながらの打ち合わせではなく、ただ単に打ち合わせが食事時（昼食か夕食かは不明）にかかった為に弁護士の食事を公費で準備したものと考えられる。社会一般的に契約業者との打ち合わせが食事時に差し掛かってしまったら、打ち合わせは一旦中断し、それぞれが食事を済ませてから再度、打ち合わせを再開するのが常識的である。

もしくは、弁当を準備した場合は弁当代は契約業者に負担してもらうのが常識的である。（お互いに時間が無く食事をしながら打ち合わせを続けるのであれば後者である。）

食糧費は、行政事務執行上必要性から費消される経費であるが、その使途が住民から過大又は不必要との疑念が持たれないよう節度ある執行をすべきである。

契約業者に対して公費より弁当代を支出してその業務の内容を打ち合わせることは不必要であると言わざるをえない。」との理由から、平成29年10月22日の弁当代（弁護士分住民監査請求等関係打合わせの折）700円に関して、安八町が契約している業者に対して公費より弁当代を支出してその業務の内容を打ち合わせることは社会通念上妥当と認められるものではなく、違法若しくは不当な公金の支出であると主張している。

はじめに、顧問弁護士への昼食（弁当）に係る公金の支出の原因となった打ち合わせについてだが、打ち合わせに至った経緯及び内容は、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(1) ①及び②のとおりであったことから、打ち合わせの公務性が認められる。

次に、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(1)①及び②は、迅速かつ適正に加え正確及び慎重に対応すべきであったこと、併せて、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)のことからも打ち合わせの必要性が認められる。

そして、当該日の町と顧問弁護士のスケジュールについては、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(2) 及び(5)のとおりであったこと、又、当該日は異常気象であり、顧問弁護士においてその事態が予断を許さない状況であったことは、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3)のとおりであり、このことからも、打ち合わせの時間が当該日の第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(6)でしか調整できなかったこと、いわゆる、打ち合わせ時間に係る唯一性が認められる。

このことから、顧問弁護士への昼食（弁当）代については、第6 判断に当たっての関係法令等について／4の規定に基づき公金から支出した。

次に、町と顧問弁護士との関係についてだが、顧問弁護士は、第6 判断に当たっての関係法令等について／1の規定に基づき契約を締結したものと考えられる。

つまり、顧問弁護士は第6 判断に当たっての関係法令等について／2にいう「事業者等」に該当し、第6 判断に当たっての関係法令等について／3のとおり町の「利害関係者」となる。

このような状況下において、利害関係者への昼食（弁当）に係る公金の支出が違法若しくは不当な公金の支出となるのか否かについてだが、第6 判断に当たっての関係法令等について／5を見るに、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるところ、（地方自治法第232条第1項）、その執行機関が、当該団体の事務を遂行し対外的折衝や意見交換等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲に止まる程度の接遇を行うことは、当該団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして許容されるべきであると解されるから（最高裁昭和61年（行ツ）第144号平成元年9月5日第3小法廷判決参照）、当該接遇が社会通念上儀礼の範囲内と判断し得る場合には、その費用を公金から支出することも許されるというべきである。そして、右判断は、当該接遇の必要性のほか、予算執行時における経済状態、国民の消費及び生活水準等の諸事情を考慮してされるものであるから、第一次的には予算の執行権限を有する財務会計職員の裁量に委ねられていると解さざるを得ないが、一方で、地方公共団体の事務を処理するに当たっては最小限の経費で最大限の効果を挙げるようにならなければならず（地方自治法第2条第13項）、その経費は目的を達成するために必要最小限の限度を超えて支出してはならない（地方財政法第4条第1項）と規定されており、その法の趣旨を踏まえるならば、右諸事情に加えて、当該接遇を必要とする行政事務の性質・内容、目的、効果等をも勘案し、社会通念上相当な範囲内にあると認められが必要である。さらに右支出が食糧費からされている場合には、行政事務等の執行上直接に費消される経費であるという食糧費の性質に鑑み、当該行政事務等の存在が明確にされるとともに右支出と事務執行との間に直接的な関連性が認められることを也要すると解すべきである。」との解釈が示されている。

これを前提に、まず、打ち合わせ時における顧問弁護士への昼食（弁当）代に係る公金の支出が、町における第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（1）①及び②への対応という、事務執行において直接必要であったかどうかを検討すると、前記認定事実によれば、本件昼食は当該日の町と顧問弁護士とが、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（1）①及び②の打ち合わせの時間を兼ねて共に昼食をとったものと認められる。

その他、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（1）①及び②は、迅速かつ適正に加え正確及び慎重にすべきであったこと、限られた時間内の打ち合わせであった等の事情を考慮するならば、町職員と顧問弁護士が昼食を共にしながら打ち合わせをすることは、ただ単に打ち合わせが食事時にかかったことから顧問弁護士の昼食（弁当）代を公金から支出して用意したのではなく、限られた時間の中で最大限の結論を得ることができ、迅速かつ適正に加え正確及

び慎重な対応とするために有益な方法であったということができる。

従って、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(1) ①及び②の対応が急務とされる町において、打ち合わせの目的で顧問弁護士と共に昼食をとること自体は、その事務執行上直接必要なものであると認められる。

次いで、本件昼食（弁当）の内容を見ると、700円とのことであるが、一般的に高価なものではなく、社会通念上儀礼の範囲内であると考える。

以上の点を総合的に考慮するならば、顧問弁護士との打ち合わせ時における昼食は、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(1) ①及び②に対して迅速かつ適正に加え正確及び慎重な対応をするための打ち合わせという目的、その効果のほか、打ち合わせの時間帯を決定した経緯に恣意的な点がないことに鑑みると、社会通念上相当な範囲を逸脱していると言うことはできない。

以上のことから、本件請求での請求人が主張する公費の支出は、違法若しくは不当な公金の支出であると断定することはできない。

よって、町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第8 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

食糧費の支出は、行政事務との会合等の関連性、接遇の必要性及び効果、相手方の身分、地位及び出席人数、場所、内容及び費用等から総合的に判断するものである。

町も社会的実体を有するものとして活動する以上、社会通念上儀礼の範囲に留まる程度の接遇は許容されるものであるが、食糧費の支出に当たっては、所定の予算科目の使途範囲内で必要最小限に留めるよう、引き続き慎重に判断していくことを申し添える。

